

## 岩見沢市「間口除雪助成制度」概要

1 対象 市内に住所を有し、一戸建て住宅に居住の、市民税が非課税または均等割のみ課税されている、次のいずれかに該当する世帯

(1) 70歳以上（平成30年度末時点）の高齢者のみで構成される世帯

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している方がいる世帯

2 助成内容

区分	助成額		利用可能回数 (1シーズン)
	助成割合	上限額	
間口除雪助成	費用の3分の1	2万円	1回
(参考) 雪下ろし助成	費用の2分の1	2万円	2回

3 対象作業 自宅敷地の間口部分における置き雪の処理  
※間口除雪後の雪を敷地内に置けない場合の運搬排雪を含む

4 スケジュール（目安）

- (1) 9月～ 市民から事前登録の受付
- (2) 9月～12月 市民と事業者による間口除雪シーズン契約の締結
- (3) 12月～3月 間口除雪の実施
- (4) 3月 助成金の申請受付、交付

5 周知方法 広報9月号及び市ホームページ

6 その他 (1)市民の受付窓口

- ①市役所本庁 高齢介護課
- ②北村、栗沢両支所 市民福祉課
- ③各サービスセンター（幌向、朝日、美流渡、有明交流プラザ）

(2)事業者の届出

土木事業協同組合において、9月から受付します